6月定例教育委員会会議録	
開催年月日	平成29年6月29日(木)
開催日時	午後3時00分
開催場所	市役所別館 3階会議室
出席委員	教育長 三笘 眞治郎 職務代理者 諌本憲司   委員 永山真江 委員田島みき   委員岡部博昭 委員佐藤るり   委員木下靖郎
出 席 参 与	教育次長鈴木俊行 教育総務課長 江田 正彦 学校教育課長 仲 はるみ 社会教育課長 池田 寿生 文化財保護課長 梶原 康弘 兼 博物館長 咸宜園教育研究センター長 竹尾 秀広 淡窓図書館長 原田 豊司 兼世界遺産推進室長 体育保健課長 河津成一郎 学校給食センター長 永瀬 常富 人権・同和教育室長 伊藤 伸也
書記	教育総務課 総務企画係 主幹(総括) 衣笠 雄司
附議議案	議案第48号 日田市奨学資金運営委員会委員の委嘱について 議案第49号 日田市立学校児童生徒就学援助規程の一部改正 について 議案第50号 日田市民文化振興会議委員の委嘱について 議案第51号 日田市社会教育委員の委嘱について 議案第52号 日田市中央公民館運営審議会委員の委嘱について 議案第53号 日田市放課後対策事業運営員会委員の委嘱について 報告第9号 平成29年5月期寄附採納について

## 教 育 長

それでは、ただいまから6月定例教育委員会を開催いたします。

まず、前回議事録の確認でございますが、5月定例教育委員会の 議事録について変更はございませんでしょうか。(「ありません」 と呼ぶ者あり)それでは、御了解いただきましたら、本会議終了後 に御署名をお願いいたします。

続きまして、教育長の報告事項でございますが、お手元に配付しております資料によりまして報告とさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

議案第48号について、事務局より説明をお願いします。

#### 教育次長

議案集の1ページをお願いいたします。

議案第48号、日田市奨学資金運営委員会委員の委嘱についてで ございます。

奨学資金運営委員につきましては、4月の時点で一度お諮りをいたしておりましたが、未定でありました市議会議員からの選出委員が決まりましたので、新委員を任命するものでございます。教育総務課から説明を申し上げます。

## 教育総務課長

議案第48号、日田市奨学資金運営委員会委員の委嘱についてで ございます。

議案集の1ページをお願いいたします。

提案理由としましては、下のほうに書いております日田市奨学資金運営委員の任期満了に伴い、日田市奨学資金に関する条例第5条の規定に基づき、新委員を任命するものでございます。

4月の定例教育委員会におきまして、市議会議長と市議会教育福祉委員の代表につきましては、市議会に選任をお願いしておりますことを報告いしました。今回2名が選任をされましたので、飯田茂男日田市議会議長、それから井上正一郎日田市議会教育福祉委員会の委員を日田市奨学資金運営委員として任命するものでございます。

私からは以上でございます。

#### 教 育 長

それでは、議案第48号につきまして御質問等ございませんで しょうか。(「ありません」と呼ぶ者あり)よろしいですね。

それでは、議案第48号、日田市奨学資金運営委員会委員の委嘱 については、原案のとおり可決いたしたいと思います。よろしいで しょうか。 (「はい」と呼ぶ者あり) はい。それでは、原案のとお り可決といたします。 続きまして、議案第49号について説明をお願いします。

#### 教育次長

議案集の2ページをお願いいたします。

議案第49号、日田市立学校児童生徒就学援助規程の一部改正についてでございます。

本案は、要保護・準要保護の児童生徒に対する就学援助におきまして、援助費として参考にいたしております国の支給単価が改正されました。この中で入学準備金の部分が改定をされましたので、市の援助額につきましても国の単価と同様に改正し、支給できるようにするため、規程の一部を改正するものが主な内容でございます。

学校教育課から御説明を申し上げます。

## 学校教育課長

それでは、議案第49号、日田市立学校児童生徒就学援助規程の 一部改正についてでございます。

今回、日田市立学校児童生徒就学援助規程の一部改正をお願いいたしますのは、就学援助の医療費に係る部分と支給額に係る部分でございます。

お手元の議案集をご覧ください。右側が改正前、左側が改正後と なっております。

まず、就学援助の範囲及び方法の医療費に係る下線を引いている部分の条項の変更についてでございます。改正前の第4条第1項第3号中に、「医療費(学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第7条各号に掲げる疾病に要する治療費のことを言う)」とございますが、学校保健安全法施行令において第7条が第8条に条項ずれを生じておりましたので、所要の改正を行うものでございます。

次に、援助費の支給額に係る部分でございます。市教委では、就 学援助に係る支給単価については、国の要保護児童生徒援助費補助 金を基準に支給しておりますが、平成29年度から国の単価が改定 されまして、新入学学用品費、本市では入学準備金に該当する単価 が増額されました。3月議会の一般質問で、国が単価を増額した場 合の市の対応についての質問に対しまして、市としては国の単価に 見合う対応をしたいと考えておりますと御答弁申し上げました。し かしながら、現行の規程では就学援助の単価基準がうたわれており ませんで、今回、下線を引いています条文を追加するものでござい ます。

まず、第4条の2として、「前条の就学援助に係る支給額は、毎年度国が定める要保護児童生徒援助費補助金予算単価(次条第1項の入学準備金にあっては、原則として入学する年度の予算単価)を

上限として、予算の範囲内において教育委員会が定めるものとする」と条文を加えるものでございます。

また、今回のように、前年度で一旦支給した後に国が単価を改定した場合に対応する内容もうたわれておりませんので、第6条第3項として、「前項の場合において、援助の内容等を変更するときも同様とする。」、さらに、第7条第1項の援助費の後に、括弧書きとして「(前条第3項に規定する変更を含む。以下同じ。)」を加えるものでございます。

以上の改正案が御承認いただければ、平成29年度入学準備金の 受給者に対しまして、議案集4ページ中ほどにございます支給額に ございますように、小学校で1人当たり改正前2万470円から改 正後4万600円となり、増額分の2万130円、中学校では2万 3,550円から4万7,400円に改正された増額分の2万3,8 50円が、7月下旬を目安に追加支給したいと考えております。

なお、本来でありますと、増額分につきましては、予算の補正を 行ってからということになろうかと思いますが、内容が入学準備金 でありますことと、金額につきましては、要保護・準要保護就学援 助事業全体の予算から支出できる額でもありますことから、財政課 とも協議をいたしまして、7月下旬の支給を考えているところでご ざいます。

予算の補正につきましては、今回の追加支給分と平成30年度入 学予定者の入学準備金を年度当初、改定前の金額で計上しておりま すので、その増額分をあわせまして、おおよその金額が確定した時 点で補正をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

## 教 育 長

それでは、議案第49号について御質疑等はございませんか。

#### 永 山 委 員

この議案については、保護者の代表としてありがたくて、いい改 正をしていただいたと思いますが、これに関連して、お願いとして 申し上げたいと思います。

就学援助という、現金の支給という考え方と、もう一つは、保護者の負担を減らすという考え方もあると思います。新入学の時の出費を抑えるということも考えられると思います。中学校に入学したときに、「義務教育と思っていたのに、こんなにお金がかかるの」ということをよく聞きます。私もそう思いましたし、特に体育会系の部活をしているお子さんは、ユニフォームとかいろんな備品も含めると、本当にもう万単位でどんどんお金が飛んでいくんですね、年度の初めに。仕方のない出費があるのは当然で、親御さんもみん

な頑張ってそれを買ってあげると思うんですが、体操服とかもすごく高いですよね。それから、一番出費を減らせないかなと思って見ていたのが、通学かばんです。通学かばんは、何千円とかじゃないですよね。結構な金額がするんですが、3年経ってもぼろぼろにはならないんですね。でも、よその学校では使えない、その学校でしか使えないので、黒系のリュックなら何でもいいとかと、基準を緩められる部分がないのかなというのを、来年からというわけではないんですが、長期的には市内の学校みんなが足並みそろえて、そういう抑えられる出費がないかというのを考えるようなこと、そういう方向性がないのかなと思っていますが、いかがでしょうか。

#### 学校教育課長

実際入学準備金をいただいている御家庭からは、大変ありがたいというお声をいただいています。しかしながら、今委員がおっしゃったように、まだまだほかのものにもお金がかかるということから、日田市としては補助教材や校外学習のバス代の一部を公費負担するなど、保護者の方の負担軽減を図っているところでございます。委員からいただいた貴重なご意見は、校長会等に伝えたいと考えます。

#### 教 育 長

中学校の通学かばんは、学年で色を変えるということがあって、 だんだん同じでいいのではないかとなったり、自由でいいという学 校もあったり、逆に自由にしたら、いろいろ千差万別で、やはり同 じにしたほうが安く買えるというような、いろんな意見があったと 思います。いろんな要素があるようでしたので、その辺を校長会等 で検討していただくということで、どうでしょうか。

## 永 山 委 員

はい、ありがとうございます。

## 教 育 長

そのほかはございますか。よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、議案第49号については原案のとおり可決してよろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)議案第49号、日田市立学校児童生徒就学援助規程の一部改正については、原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第50号について説明をお願いいたします。

#### 教育次長

議案集5ページをお願いいたします。

議案第50号、日田市民文化振興会議委員の委嘱についてでございます。

本案は、日田市民文化振興会議委員のうち、市議会議員の中から 委嘱する委員につきまして異動が生じましたので、後任の委員を委 嘱するものでございます。

社会教育課から説明を申し上げます。

## 社会教育課長

議案第50号、日田市民文化振興会議委員の委嘱について御説明いたします。

市議会の委員会構成の変更に伴い、委員に上記異動が生じたため、前任の飯田茂男委員、坂本茂委員にかわり、新たに松野勝美議員、井上正一郎議員に後任の委員をお願いするものでございます。

委員の任期につきましては、前任者の残任期間となります平成2 9年6月1日から平成30年7月31日までとなります。

なお、次の6ページに平成27年8月1日からの委員名簿、並びに関係条例を次の7ページ、8ページに添付をさせていただいております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

## 教 育 長

議案第50号について説明がありましたが、何か御質問等はございますでしょうか。よろしいですか。(「ありません」と呼ぶ者あり)

それでは、議案第50号については原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)議案第50号、日田市 民文化振興会議委員の委嘱については、原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第51号について説明をお願いいたします。

## 教育次長

議案集の9ページをお願いいたします。

議案第51号、日田市社会教育委員の委嘱についてでございます。

本案は、社会教育委員の任期満了に伴いまして、新委員を委嘱するものでございます。

社会教育課から御説明を申し上げます。

### 社会教育課長

議案第51号、日田市社会教育委員の委嘱について御説明いたします。

委員の任期満了に伴い、日田市社会教育委員に次の者の委嘱をお 願いするものでございます。

委員の定数は15人以内で組織することと定められており、次の 冷川善幸様以下、次の10ページにあります岩里諫夫様まで、10 人の学校教育・社会教育・家庭教育関係者並びに学識経験者の皆様に委嘱したいものでございます。このうち、再任が7人、新任が3人となっています。

任期は、本年6月1日から平成31年の3月31日までの2年間でございます。

なお、次の11ページには関係条文を添付させていただいております。

以上でございます。よろしくお願いします。

## 教 育 長

議案第51号について御質問等はございますでしょうか。よろしいですか。(「ありません」と呼ぶ者あり)

それでは、議案第51号につきまして原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。 (「はい」と呼ぶ者あり) 議案第51号、日田市社会教育委員の委嘱については、原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第52号について説明をお願いします。

#### 教育次長

議案集の12ページをお願いいたします。

議案第52号、日田市中央公民館運営審議会委員の委嘱について でございます。

本案は、中央公民館運営審議会委員の任期満了に伴いまして、委員を委嘱するものでございます。

社会教育課から御説明を申し上げます。

#### 社会教育課長

議案第52号、日田市中央公民館運営審議会委員の委嘱について 御説明いたします。

委員の任期満了に伴い、日田市中央公民館運営審議会委員に次の 者の委嘱をお願いするものです。

委員の定数は10人以内で組織することと定められており、次の 佐藤英史呂様以下、次の13ページ石松博様まで、9人の学校教育・社会教育・家庭教育関係者並びに学識経験者の皆様に委嘱した いものでございます。このうち、再任が5人、新任が4人となって おります。

任期は、本年6月1日から平成31年3月31日までの2年間で ございます。

なお、次の14ページには関係条文を添付させていただいており ます。

以上でございます。よろしくお願いします。

# 教 育 長

議案第52号についてでございますが、これについて御質疑等は ございますでしょうか。よろしいですか。(「ありません」と呼ぶ 者あり)

それでは、これも委員の委嘱でございますので、原案のとおり可決してもよろしいでしょうか(「はい」と呼ぶ者あり)それでは、議案第52号、日田市中央公民館運営審議会委員の委嘱については、原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第53号について説明をお願いいたします。

#### 教育次長

議案集の15ページをお願いいたします。

議案第53号、日田市放課後対策事業運営委員会委員の委嘱についてでございます。

本案は、放課後対策事業運営委員会委員の任期満了に伴い、委員を委嘱するものでございます。

社会教育課から御説明申し上げます。

## 社会教育課長

議案第53号、日田市放課後対策事業運営委員会委員の委嘱について御説明いたします。

委員の任期満了に伴い、日田市放課後対策事業運営委員会委員に 次の者の委嘱をお願いするものでございます。

委員の定数は12人以下で組織することと定められており、次の田中修様以下、次のページになります16ページ、古田博子様まで11人の放課後子ども教室・放課後児童クラブ・育友会・社会教育関係団体・児童福祉関係者の代表並びに学校関係者・行政関係者、そのほか教育委員会が必要と認める者の皆様に委嘱をお願いするものでございます。このうち、再任が4人、新任が7人となっております。

任期は、本年6月1日から平成31年3月31日までの2年間で ございます。

なお、次の17ページには関係条文を添付させていただいております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

#### 教 育 長

議案第53号でございますが、御質疑等はございますでしょうか。よろしいですか。(「ありません」と呼ぶ者あり)

これも委員の委嘱ということでございますので、原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。 (「はい」と呼ぶ者あり) 議案第53号、日田市放課後対策事業運営委員会委員の委嘱については、原案のとおり可決といたします。

続きまして、協議事項に入ります。

教育総務課より説明をお願いします。

# 教育総務課長

それでは、教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点 検及び評価の実施について説明いたします。

議案集につきましては、18ページと19ページをご覧ください。

まず、点検評価でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に定められており、市教委では、平成26年から日田市教育行政実施方針に基づく事業成果の評価を実施しております。今年も3名の学識経験者の方々に外部評価をお願いしておりまして、昨年に引き続きまして大分大学の山崎教授、久留米大学の森客員教授、別府大学の長尾准教授の3名にお願いをいたしました。18ページの資料の最後に、お名前と所属等を示しております。

現在、各課で作成しました評価調書の整備を教育総務課で進めて おりますが、今後の日程を教育委員の皆様にお知らせをいたしまし て、評価報告書の検討のために必要な会議への御出席をお願いする ものでございます。

点検評価報告書の作成スケジュールにつきましては、19ページ 左側をご覧ください。

まず、次回7月の定例教育委員会で報告書の原案をお示しさせていただきます。

そして、8月21日、月曜日になりますが、学識経験者3名と教育委員の皆様方に、この報告書の原案を説明をさせていただきます。その後、御意見をいただきました内容について、修正した後の報告書を外部評価員の先生方にお配りし、9月末をめどに外部評価員から意見書提出を受ける予定でございます。

その後、10月の定例教育委員会で外部評価員の先生方の意見を報告させていただき、11月の定例教育委員会で御承認をいただきたいと思っております。

その後、12月の定例市議会において、教育福祉委員会へ報告を させていただいた後、12月中にはこの評価報告書をホームページ で公開をしたいと考えております。

点検評価につきまして、以上のようなスケジュールでお願いした いと思います。

以上でございます。

教育長

この件について御質問、御意見等はありますでしょうか。よろし

いですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

去年でしたか、一昨年御指摘をいただいた点について、余り反映されていないというような再度御指摘がありました。今年は特に各課の管理職が異動で変わっていますので、指摘を受けた点については、注意していただきたいと思います。

## 教育次長

昨年、前年度と全く同じ文言の評価の部分につきまして、毎年実施している事業については、評価に大きな変更がないために同じ表現となっていると思われるが、その年その年の変わった動きはあると思うので、そういった点を十分配慮したところで作成するようにというような御意見をいただいたところです。御指摘をいただいた点につきましては、そのあたりを十分踏まえまして今回の作成に努めてまいりたいと考えております。

教 育 長 よろしくお願いいたします。ほかによろしいでしょうか。

# 謙本教育長職務代理者

毎年同じようなことを言っていますが、最終的に議会に報告してホームページに掲載するのが12月ですね。しかし、各担当が報告書をまとめるのが7月頃ですから、既に字句の文言などについては、多少修正されて12月までかかるんですが、事業がどうであったかというのはもうこの時点で分かるので、次年度の計画を立てるときに、それは当然反映されるものだと思っておりますので、よろしくお願いします。

## 教育次長

予算措置といった部分につきましては、評価調書を作成した最初の時点で、ある程度の把握ができておりますので、そういった点に配慮しながら進めていきたいと思います。

諫 本 教 育 長職 務 代 理 者

よろしくお願いします。

教 育 長

よろしいですか。そこのところはよろしくお願いいたします。 ほかによろしいですか。

それでは、次に報告事項についてお願いいたします。

書記

それでは、議案集の20ページをお願いいたします。

報告第9条、平成29年5月期分の寄附採納について御報告を申 し上げます。

まず、地区寄附の採納でございますが、2件となっておりまし

て、1件目が、三和小学校育友会様から三和小学校へラミネーター 1台、1万1,800円相当を御寄附いただいております。

次に、源栄町の小袋様から小野小学校へ図書購入費といたしまして2万円を御寄附いただいております。

次に、一般寄附の採納が、2件となっておりまして、1件目が、 日田ライオンズクラブ様から青少年の健全育成のためといたしまして15万250円を御寄附いただいております。この御寄附につきましては、日田ライオンズクラブ様が開催されましたチャリティーボーリング大会におきまして集められました募金等を御寄附いただいたものでございます。

次に、久留米市の関幸彦様から広瀬淡窓屛風20万円相当、頼杏坪書幅15万円相当、行徳家所用薬箱15万円相当を御寄附いただいております。関様は、行徳家の御子孫に当たる方でございまして、現在、久留米市におきまして行徳医院を開業されております。今回の寄贈品につきましては、行徳家の文化人との交流や本業であります医業の薬箱など、貴重な品々でございます。これまで行徳家からはたびたび資料の寄贈がございましたが、関家からは今回が初めての寄贈となります。

5月につきましては以上4件で、金額が17万250円、物品相当額51万1,800円、あわせまして68万2,050円相当の御寄附をいただいております。

報告第9号につきましては以上でございます。

#### 教 育 長

5月期の寄附採納についてでございました。何か御質疑等はございますでしょうか。よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり) それでは、その他についてお願いいたします。

#### 教育総務課長

次回の定例教育委員会の日程でございますが、7月27日の木曜日、15時から定例教育委員会ということでお願いしたいと思います。

## 教 育 長

7月27日木曜日の15時から定例教育委員会、勉強会は14時からですね。皆さん、よろしくお願いいたします。

それでは、以上で全て終わりましたので、6月の定例教育委員会 を終了したいと思います。お疲れさまでございました。

終了時刻:午後3時30分